

# 出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る 実施計画書についての市長意見

出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る実施計画書について、本事業に係る環境影響評価が適切に実施され、当該環境影響評価の結果が環境保全措置等の事業計画に適正に反映されるために必要な事項を検討した結果、下記のとおり意見を述べる。

## 記

### 1 事業計画について

- (1) 廃棄物処分場が供用される予定の期間、年間の処分予定量などの供用に係る基本的な諸元を明らかにすること。
- (2) 浸出液の漏洩の防止、廃棄物の飛散の防止などの環境保全上の措置について、万全の措置を検討するため、以下の事項について十分留意すること。
  - ア 事業予定地が汚濁物質の滞留しやすい閉鎖性の高い水域に位置し、近くに元宇品の自然海浜などの環境影響を受けやすい対象があること。
  - イ ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、新たにダイオキシン類に係る環境基準や適切な埋立処分を行うための維持管理上の基準などが設定されたこと。
  - ウ 五日市積み出し基地、揚陸施設などの関連施設の検討に当たっては、これらの施設からの環境影響が生じないように十分検討する必要があること。
  - エ 廃棄物の運搬に係る計画の検討に当たっては、廃棄物の積み下ろし作業や運搬船航行に伴う環境影響が生じないように十分検討する必要があること。

### 2 環境影響評価の項目、手法等について

- (1) 大気質  
廃棄物の飛散の防止など大気の保全措置に係る検討に万全を期すため、以下のとおり対応すること。
  - ア 気象台における風向・風速のデータなど既存の気象データを予定地において使用することの妥当性を検証して当該気象データを有効に活用するため、現地調査にあわせて、風向・風速等の気象観測を実施すること。
  - イ ダイオキシン類の環境基準が設定されたことを踏まえ、ダイオキシン類の現地調査の回数を他の環境基準項目と同様に4回とすること。
- (2) 騒音・振動  
工事の実施及び処分場の供用に係る影響が想定されることから、騒音・振動に係る対策の検討に万全を期すため、1回の実施としている現地調査については、季節変動の可能性を考慮して、2回以上実施すること。
- (3) 水質  
浸出液の漏洩の防止など水質に係る環境保全措置の検討に万全を期すため、以下のとおり対応すること。
  - ア 周辺海域における水質の状況を適切に把握し、かつ、将来的に必要となる継続的な水質監視に資するため、次に掲げるところにより、調査などを行うこと。
    - (ア) 閉鎖性の高い水域である宇品港側についても、調査地点を設定し、当該地点における水質の状況を把握すること。
    - (イ) 既存資料の整理、解析その他必要な調査を行い、調査地点における潮流、潮位等の海域の水象について明らかにすること。
    - (ウ) シャ水の効果を検証して浸出液の漏洩の有無を適切に把握するため、シャ水シート外側の護岸裏込石部分などの適切な場所に観測井を設置することを検討すること。
  - イ 存在・供用における水質(水の汚れ、水の濁り、有害物質等)について環境影響評価を実施すること。  
この場合、予測については、余水の公共用水域への排出又は浸出液の漏洩がないことを前提とする場合にあっても、類似事例及び既存資料の整理、解析などにより、余水又は浸出液の水質を予測し、当該予測結果と次に掲げる検討結果を対比して、影響の有無又は程度を明らかにすることにより行うこと。
    - (ア) 受入基準に適合しない廃棄物の搬入、埋立を防ぐための措置
    - (イ) 処分場の構造(地震・高潮対策、地盤の滑り・沈下対策などに係る措置を含む。)
    - (ウ) 余水の集水、処理及び排除の方法
    - (エ) 雨水の排除の方法
    - (オ) シャ水の方法(シャ水シートの強度、耐久力などの性質及び保護のための措置を含む。)

- (カ) 廃棄物の揚陸作業及び埋立作業の方法 (廃棄物の飛散,流出の防止のための措置を含む。)
  - (キ) 水質監視計画 (水質の悪化が認められた場合の措置を含む。)
  - (ク) その他水質に係る環境保全措置に関すること
- (4) 底質  
周辺海域における底質の状況を適切に把握し,かつ,将来的に必要と考えられる継続的な底質監視に資するため,調査地点に影響が想定されない地点を加え,当該地点における状況を把握すること。
- (5) 地盤沈下  
地下水の揚水が行われなくても公有水面の埋立地にあつては,地盤沈下が起こることが想定され,大幅な地盤沈下は,しゃ水構造などへ支障を来すおそれがあることから,以下のとおり対応すること。  
ア 存在 供用における地盤沈下について環境影響評価を実施すること。  
この場合,予測については,類似事例及び既存資料の整理,解析又は定量的な予測計算により,地盤沈下の程度を予測し,しゃ水構造・集排水設備及び周辺の地盤への影響の有無又は程度を明らかにすることにより行うこと。  
イ 地盤沈下の程度を継続的に把握するための調査地点を設定し,当該地点における調査を実施すること。
- (6) 生物 生態系  
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を図るための措置の検討に万全を期すため,以下のとおり対応すること。  
ア 生態系に係る現地調査の結果その他新たに入手した情報などから学術上又は希少性の観点から重要な生物種等が確認された場合にあつては,当該生物種等に係る環境影響評価を実施すること。  
イ 生態系に係る調査に当たっては,既存資料による調査結果及び現地調査の結果を有効に活用し,かつ適切な予測を実施するため,専門家等の意見を聴くなどの知見の収集に努めること。  
ウ 存在 供用における生態系について環境影響評価を実施すること。  
エ 生態系の予測については,海域の水象,水質,地形・地質等の生態系の基盤条件の変化を,生物群集に係る調査結果,環境保全措置を含む事業計画等と対比させて,生物の生息状況への影響の有無又は程度を明らかにすることにより行うこと。  
なお,生態系の基盤条件の把握に当たっては,並行して実施される出島沖地区港湾整備事業に伴う当該基盤条件の変化についても勘案すること。
- (7) 人と自然との豊かな触れ合い  
人と自然との豊かな触れ合いの確保を図るための措置の検討に万全を期すため,以下のとおり対応すること。  
ア 跡地に整備される緑地については,既存資料により将来予測がなされており,その影響は軽微であるとされているところであるが,存在 供用における景観については,本事業において新たに生じる影響要因である。  
このため,主要な眺望点及び周辺における将来の土地利用計画を踏まえて設定した近傍地点について,存在 供用における景観について環境影響評価を実施すること。  
イ 景観の予測については,既存資料の整理,解析その他適切な方法により主要な眺望点からの景観の状況を予測するとともに,並行して整備される予定の周辺の親水護岸や集客施設など近傍からの眺望の可否や景観に係る環境保全措置の内容を示して,景観への影響の有無又は程度を明らかにすることにより行うこと。  
ウ 存在 供用における悪臭,騒音・振動,水質などに係る環境影響評価を適切に行い,これらの項目を間接的な影響要因として人と自然との豊かな触れ合いの確保に支障を来すことのないよう努めること。
- (8) 廃棄物  
廃棄物等による環境への負荷の低減を図るための措置の検討に万全を期すため,以下のとおり対応すること。  
ア 余水の処理に係る詳細諸元の検討結果に基づき,類似事例及び既存資料の整理,解析などにより,処理施設から発生する沈殿汚泥の量及び性状について明らかにすること。  
イ 沈殿汚泥の適切な処分の方法を検討して明らかにすること。
- (9) その他  
本事業は,出島沖地区港湾整備事業の一部工区において行われる事業であり,また,廃棄物の搬入が五日市積み出し基地からの船舶運搬により行われる計画となっていることから,以下のとおり対応すること。  
ア 大気質,騒音,水質など出島沖地区港湾整備事業との複合影響が考えられる環境要素については,当該事業に係る工事の影響や将来の土地利用計画,環境負荷の状況についても考慮した環境影響評価を実施すること。  
イ 五日市積み出し基地,揚陸施設及び水処理施設について,これらの施設による環境影響の可能性を明らかにし,必要に応じて該当する影響要因について環境影響評価を実施すること。  
ウ 廃棄物運搬船の運搬経路において,廃棄物運搬船による環境影響の可能性を明らかにし,必要に応じて該当する影響要因について環境影響評価を実施すること。

### 3 環境保全措置について

- (1) 廃棄物の飛散に伴う出島地区への環境影響が懸念されることを理由とした事業予定地の選定に係る意見，海域に及ぼす環境影響が懸念されることを理由とした海上輸送及び浸出液のしゃ水に係る意見などが提出されている。
- 環境保全措置の検討に当たっては，これらの意見に配慮し，事業計画の基本的諸元に係る見直しを含む幅広い視点で，複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が導入されているかどうかの検討を行い，その検討経過を明らかにして環境保全措置の妥当性を検証すること。
- (2) 出島沖地区港湾整備事業などの事業で講じられる環境保全措置と密接に関連する措置の検討に当たっては，その内容と実施主体を整理して明らかにするとともに，当該事業に係る事業者と密接に連携をとり，より効果的な措置が講じられるよう検討すること。
- 

広島市環境局環境保全課環境アセスメント担当	
お問い合わせは	電話 082 - 504 - 2097
	FAX 082 - 504 - 2229